美咲町古紙回収施設設置民間事業者募集要領

令和７年２月２７日

美咲町長　青野高陽

１　目的

美咲町では庁舎を含む多世代交流拠点施設「みさキラリ」周辺に「古紙やダンボールの回収施設」（以下、回収施設という）の設置を計画している。現在、美咲町は、津山圏域資源循環施設組合と構成市町が共同して、「ごみ減量宣言」を行い、ごみの減量化を進めている。美咲町の可燃ごみの傾向として水分量は少ないが、紙類の混入割合が多いといわれている。回収施設の設置にあたって、町民みんなでこの問題を解決できるように、古紙やダンボールの「回収施設を設置し、投入物の収集を行う事業者」（以下、事業者という）を募集する。

２　設置場所・条件等について

（１）所在地　岡山県久米郡美咲町原田２１５５美咲町中央運動公園地内

別紙「美咲町古紙回収施設設置予定位置図」参照

（２）設置場所面積　W7650×H2000×D1900ｍｍ

（３）設置及び管理費用　回収施設の設置及び管理に関する費用は、すべて事業者の負担とする。利用者とのトラブル等、美咲町は一切の責任を負わない。

回収施設につぎの設備を設置すること。ただし、電気を要する装置を利用するための電源として１００Ⅴのコンセント1口を回収施設付近に美咲町が用意する。コンセントからの配線や設備などは事業者が設置すること。

①防犯及び利用者が安全に利用するための照明設備

②防犯及び施設の利用状況確認のための監視用防犯カメラ

③万が一の発火に備えての火災探知機及び自動消火装置を設置すること

④以下の内容を表示した掲示板等を設置すること

・利用者が迷うことなく適正に利用できるような説明

・回収不可品等の投入の禁止事項

・古紙の抜き取りや持ち去りの禁止など注意事項

・利用者間での事故・トラブルや排出後の古紙の返還等については美咲町・事業者共に責任を負わない免責事項

⑤ごみ減量化を進めるために、投入した古紙等の重量に応じてポイントが貯まり、規定ポイントが貯まると協力店舗の商品券、割引券等が発行される機能と専用アプリ内でデジタルギフトと交換するためのポイントを付与できる端末を設置すること

（４）回収施設の投入物の収集は、監視カメラを確認して事業者自ら収集を行うこと。回収施設の鍵の開閉と一時的な内部の整頓等は美咲町が行うが、回収施設の適正な運営に支障が生じると美咲町が判断した場合は、ただちにその収集を要請するのですみやかにこれに対応すること。

（５）回収施設に美咲町が指定したイラストや文字を表示し、町のＰＲに貢献する設備設置に務めること。

（６）1年間に美咲町役場本庁舎から搬出された古紙の量　古紙約２，６００ｋｇ、ダンボール約７００ｋｇ。

（７）旧中央町地域で1年間に回収された古紙の量　古紙・ダンボール約５４，０００ｋｇ（津山圏域クリーンセンターで回収した量で美咲町役場本庁舎搬出分を含む）。

（８）運用開始時期　令和７年５月運用開始（予定）

（９）設置期間（準備期間を含む）　令和７年４月１日から令和９年３月３１日

（１０）その他条件

①負担の帰属

美咲町は、回収施設の管理・運営に電気使用料が必要となった場合、当該使用料を負担するものとする。それ以外の回収施設の運搬処理及び設置、設備の修繕に係る一切の費用は、事業者が負担するものとする。

②土地の適正な使用

事業者は、土壌汚染などの原状回復が困難となるような回収施設の運搬処理及び設置をしてはならない。

事業者は、騒音・振動・悪臭・有害ガスの発生及び汚水の排出など美咲町及び近隣に迷惑となるような回収施設の運搬処理及び設置をしてはならない。

回収施設を本件土地に設置するにあたり登記は一切できないものとする。

③管理責任

回収施設設置により生じた全ての事故及び盗難、損傷、滅失、損害、苦情などは、事業者の責任と費用により解決し、美咲町はその原因の如何に関わらず損害賠償などの責任は負わないものとする。

④回収施設の移設及び撤去

美咲町又は事業者の止むを得ない事情により回収施設の移設や撤去が必要となった場合は、その移設や撤去を実施する１箇月前までに相手方に書面にて通知するもとする。

回収施設の移設や撤去が必要となった場合、事業者は美咲町に対して立退料は請求できず、移設や撤去に係る費用は事業者が負担するものとする。また、事業者の責任において設置場所を設置前の状態に復元するもとする。

⑤権利義務の譲渡

事業者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は転貸、承継させてはならない。

⑥損害賠償

事業者は、事業者が実施する回収施設の設置及び運搬処理等の業務の履行中に美咲町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、美咲町の故意若しくは重大な過失によって生じたとき又は天災地変その他回避できない非常災害による場合は、この限りでない。

⑦守秘義務

美咲町及び事業者は、この業務の履行にあたり知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。また、この業務の終了後も同様とする。

⑧原状回復の義務

この業務が終了した場合、事業者は自己費用により事業者が土地に附属させた物を撤去し、土地を現状に復す義務を負うものとする。

３　応募資格

　岡山県内に本社または主たる営業所を有する事業者で美咲町物品・役務入札参加資格者名簿の令和５・６年度で美咲町の「２２古物・廃棄物③有価物」に入札参加資格のある事業者。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

②応募用紙提出時点で、（指名停止措置要綱等）に基づく指名停止を受けている者

③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は（暴力断排除条例等）に該当する者

⑤美咲町税ほか地方税・国税等を滞納している者

４　応募等について

（１）募集期間　令和７年２月２７日（木）から令和７年３月１４日（金）必着

（２）応募方法　「別紙１ 応募用紙」に必要事項を記入して郵送にて提出

（３）提出先　〒７０９－３７１７　岡山県久米郡美咲町原田１７３５

美咲町役場住民生活課「美咲町古紙回収施設設置民間事業者募集」係

※「特定記録郵便」など履歴が残る方法で送ること

（４）事業者の決定　３月下旬に応募者へ直接連絡する。応募者が多数の場合、その内容が最もごみ減量化につながる者を選定する。

５　問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

〒７０９－３７１７　岡山県久米郡美咲町原田１７３５

美咲町役場住民生活課　電話０８６８－６６－１１１４

E-mail： juumin@town.okayama-misaki.lg.jp

別紙１ 応募用紙

〈令和６年度美咲町古紙回収施設設置民間事業者応募用紙〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 法人名 |  | |
| 所在地 |  | |
| 応募担当者 | 氏名 |  |
| 所属企業・ 部署名 |  |
| E-mail |  |
| Tel |  |
| ２ | 設置場所・条件について | 要領2（２）設置施設のサイズを記入  　W　　　　　H　　　　　D　　　　　ｍｍ  施設の図面を添付すること | |
| 要領2（３）①②③の設置予定品のメーカー・型番を記入  ①  ②  ③  設置予定位置図面を添付すること（施設の図面に合わせて記載も可） | |
| 要領2（３）④サインなど掲示物等のイメージを添付すること | |
| 要領２（３）⑤投入した古紙等の重量に応じてもらえるポイントを記載  例）〇Kg＝〇ポイント（令和7年2月1日現在） | |
| 要領２（３）⑤利用可能なデジタルギフトを記載 | |
| 3 | 要綱記載内容以外にゴミ減量化につながる独自提案 | ゴミ減量化につながる独自提案があれば記載 | |